

審査会答申

令和7年6月17日7飯総総第176号で諮問を受けた保有個人情報開示決定（以下「本件処分」という。）に関わる審査請求について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

本件保有個人情報開示請求に係る、令和7年6月13日付7飯総総第2-4号により、飯塚市長部局市民課（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

2 審査請求の内容及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求人が行った「令和7年6月10日付 保有個人情報開示文書」（以下「本件対象文書」という。）に関する本件処分について、実施機関が審査請求人に対して令和7年6月13日付で行った本件処分を取り消し、本件対象文書の訂正を求めるものである。

(2) 本件審査の経過

- ① 令和7年6月10日、審査請求人は実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、保有個人情報の開示請求を行った。

なお、審査請求人は、保有個人情報開示請求書に、開示請求に係る保有個人情報の内容として、次のように記述している。

「令和7年5月7日に交付された私名義の戸籍謄(抄)本等の請求に係る請求書及び委任状」

- ② 令和7年6月13日、実施機関は開示請求について「保有個人情報部分開示」として、法第79条第1項の規定により本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- ③ 令和7年6月16日、審査請求人は本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、審査請求書及び意見書において概ね次のように主張している。

- ・ 本件処分における部分開示の理由が「開示請求者以外の個人に関する情報であるため」とのことであるが、司法書士に依頼をして私の個人情報を取得する必要がある依頼者について全く思い当たることがなく、未だに司法書士及び依頼者からの連絡等もない。
- ・ 一部の悪質な書士による不正請求の事件等もあり、今回の請求が司法書士による不正請求である可能性、依頼者の虚偽申告等によって司法書士を利用した不正請求等

の可能性も否定できないことから、不開示とされた部分の開示を求めるものである。

(2) 実施機関の主張の要旨

実施機関は、令和7年9月3日開催の第2回飯塚市個人情報保護審査会において、概ね次のように主張している。

- ・不開示とした部分のうち、「依頼者の氏名又は名称」については、審査請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法第78条第1項第2号に該当し、かつ同号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないと判断した。
- ・「業務の種類、依頼者について該当する事由、上記に該当する具体的事由」については、交付を受けた戸籍謄本等をどのような目的で利用するかが記載されており、これを開示することにより、公的証明を必要とする何らかの手続きを行う意思が推察され、第三者により依頼者の目的達成の妨害を図られるなど、依頼者の権利利益を害するおそれがあると認められ、法第78条第1項第2号に該当し、かつ同号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないと判断した。

4 審査会の判断

(1) 本件個人情報について

実施機関は、本件個人情報が記録された公文書として、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書を特定し、そのうち、利用目的の種別の業務の種類、依頼者の氏名又は名称、依頼者について該当する事由、上記に該当する具体的事由については、法第78条第1項第2号に該当することを理由に、その一部を不開示としている。

これに対し、審査請求人は、非開示部分の開示を求めているものと解されるので、以下、法第78条第1項第2号該当性について検討する。

(2) 非開示部分の法第78条第1項第2号該当性について

- ① 法第78条第1項第2号は、開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるかつ同号ただし書に規定される場合を除き、非開示とする旨定められている。
- ② 不開示部分について当審査会において審議を行ったところ、依頼者（第三者）が他者の戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書に記載した第三者の氏名等の個人情報を開示することが必要である情報であるかは当審査会としては、開示請求者以外の特定

の人物を識別することができる情報そのものであることを考慮し、第三者のプライバシーを保護する必要があると考えるものである。

また、業務の種類、依頼者について該当する事由、上記に該当する具体的事由については、本件司法書士の依頼者からの受任業務内容が第三者に対し明らかとなるため、本件司法書士の受任業務内容を履行することができなくなる可能性があることは否定できないと考える。

なお、その他審査請求人の主張は本件処分の当否に直接関係するものではなく、上記審査会の判断に影響を及ぼすものではないため、言及は行わない。

- ③ 以上により、令和7年6月13日付7飯総総第2-4号により、実施機関が行った本件処分は妥当である、と判断する。

5 審査会の処理経過

審査会は、本諮問事項について、審査請求人から提出された意見書並びに実施機関からの口頭意見陳述をもって、以下のとおり審査を行った。

令和7年6月7日	諮問の受理
令和7年9月3日	令和7年度第2回飯塚市個人情報保護審査会 ・開示請求から諮問に至る経過等を説明 ・審査請求人からの意見書を確認 ・実施機関より説明 ・審議
令和7年10月10日	令和7年度第3回飯塚市個人情報保護審査会 ・答申書(案)について審議

6 審査会委員

会 長	井 上 道 夫
副会長	安 藤 茂 友
委 員	田 中 美 奈 子
委 員	藤 岡 希 美
委 員	黒 川 す み れ